

## ◆税制上の優遇が受けられます

当財団へ賛助会費を支出された場合、下記のとおり税制上の優遇措置を受けることができます。当財団が発行する「賛助会費領収証」を所轄税務署へ提出し、確定申告を行ってください。（確定申告の時期は毎年2月中旬から3月中旬までです。）

### 個人の場合

ご協力いただいた賛助会費は、所得税と個人住民税の税制優遇措置の対象となります。

その年の、対象団体に対して行った寄附合計額のうち 2,000 円を超える金額につき適用されます。

#### 《所得控除》

寄附総額 - 2,000 円 = 控除額

↓

所得金額の 40%相当額が限度

所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告をする必要があります。

所得税の確定申告書を提出せず、個人住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、寄附金を支払った年の翌年1月1日現在の住所所在の市町（香川県内に限ります）に簡易な申告をすることができます。ただし、この場合、所得税の寄附金控除は受けられませんのでご注意ください。

寄附金を支払った年の翌年1月1日前に、香川県外に転居した場合、転居先の都道府県において当財団に対する寄附金が条例指定されていなければ、都道府県民税の寄附金税額控除の適用は受けられません。

このほか、個人住民税の寄附金税制に関する情報の詳細につきましては、お住まいの自治体までお問い合わせください。

なお、勤務先などで実施される年末調整では寄附金控除を受けることはできませんのでご注意ください。

## 法人の場合

ご協力いただいた賛助会費は、法人税に係る優遇措置の対象となります。特定公益増進法人に対する寄附金は、一般の寄附金とは別枠で損金算入の対象となります。

次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

- (1)特定公益増進法人に対する寄附金の合計額
- (2)特別損金算入限度額

$$\left[ \text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right] \times \frac{1}{2}$$

※特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。

寄附金控除の詳細については、[国税庁のホームページ](#) または、同ホームページの以下のサイトをご参照ください。

[寄附金を支出したとき](#)